

平成 28 年度 第 30 回関東大学女子サッカーリーグ戦
(兼) 第 25 回全日本大学女子サッカー選手権大会関東地区予選
実施要項

1. 趣旨 関東大学女子サッカー連盟（以下「本連盟」という）は関東地域における大学女子サッカーの技術向上と健全な心身の育成を図り、広く女子サッカーの普及振興に寄与することを目的とし、地域内の大学女子チーム全てが参加できる大会として実施する。
2. 名称 平成 28 年度 第 30 回 関東大学女子サッカーリーグ戦
（兼）第 25 回 全日本大学女子サッカー選手権大会関東地区予選
3. 主催 （一社）関東サッカー協会
4. 主管 （一社）関東サッカー協会女子委員会、関東大学女子サッカー連盟
5. 協賛 株式会社モルテン
6. 日程 各部リーグ戦：平成 28 年 8 月 27 日（土）～11 月 20 日（日）予備日を除く
入れ替え戦：平成 28 年 12 月 11 日（日）予備日 12 月 18 日（日）
会場：駒沢陸上競技場、各大学グラウンド他
組合せ：本連盟理事会にて決定する。
代表者会議：本連盟理事会及び幹事会を代表者会議とする。
開会式：平成 28 年 8 月 28 日（日）駒沢陸上競技場
表彰式：未定
7. 参加資格
 - (1) （公財）日本サッカー協会（以下「JFA」という）に「女子」の種別で登録した加盟登録チームであり、かつ全日本大学女子サッカー連盟及び本連盟に加盟した大学のチームであること。
尚、本大会におけるチーム名は大学名とする。
 - (2) 期日までに JFA に登録（追加登録も含む）された単一大学の学生の女子選手であること。
 - (3) 単一大学の選手が 11 名に満たない場合に限り、以下のいずれかのチーム編成での参加を認める。
 - 1) 同大学の大学院生の登録を 5 名まで認め、1 試合 3 名まで出場できる。
 - 2) 同地域内の他大学の学生の登録を 5 名まで認め、出場できる。
 - 3) 同都道府県内の 2 大学による合同チームでの登録を認め、出場できる。

※1 上記 1) から 3) については、中心となる大学チームへの移籍の必要はないが、全日本大学女子サッカー連盟及び本連盟への登録義務を負う。

※2 チーム名について、上記 1) と 2) は中心となる大学とし、3) は両大学併記とする。

※3 尚 3 部の合同チームについては本連盟理事会の承認を得た場合、この限りでない。

 - (4) 外国籍選手：5 名まで登録でき、1 試合 3 名まで出場できる。
 - (5) 移籍選手：本大会の予選を通して、選手は他のチームで参加（参加申込）していないこと。
 - (6) その他：参加資格に疑義のある場合は、本連盟理事会が協議して裁定する。
8. 参加チーム

1 部 早稲田大学 日本体育大学 東京国際大学 武蔵丘短期大学 神奈川大学 順天堂大学 慶應義塾大学 東洋大学 大東文化大学 帝京平成大学	2 部 関東学園大学 国士舘大学 筑波大学 尚美学園大学 山梨大学 山梨学院大学 東海大学 東京女子体育大学 十文字学園女子大学 日本女子体育大学	3 部 文教大学 流通経済大学 千葉大学 日本大学 帝京大学 東京情報大学・中央学院大学 東京学芸大学 東京大学 成城大学 埼玉大学 東京外国語大学
--	--	--
9. 大会形式
 - (1) 3 部制（1 部 10 チーム、2 部 10 チーム、3 部 11 チーム）の 1 回戦総当たりリーグ戦方式とする。
 - (2) 試合の勝者は 3 点、引き分けは 1 点、敗者は 0 点の勝ち点が与えられ、勝ち点の多い順に順位を決定する。但し、勝ち点が同一の場合には以下の順により順位を決定する。
 - ① 全試合の得失点差
 - ② 全試合の総得点
 - ③ 該当チームの対戦成績
 - ④ フェアプレーポイント
 - ⑤ 上記 4 方式においても順位が同一の場合は順位決定戦を行う。順位決定戦は 1 回行い、勝敗が決しない場合は 20 分間の延長戦を行う。それでも決しない場合には PK 方式により順位を決定する。ただし、優勝、上位大会出場枠、入れ替え戦等に関わらない場合は、同一順位とする。次年度の組み合わせ決定のために、便宜的に順位をつける必要がある場合は、抽選で決定する。
 - (3) 1 部は上位 7 チームに、第 25 回全日本大学女子サッカー選手権大会の関東地区代表としての出場資格が認められる。

- (4) 1部10位は自動降格、2部1位は自動昇格、2部10位は自動降格、3部1位は自動昇格。1部9位と2部2位、2部8位と3部3位、2部9位と3部2位が入れ替え戦を行う。入れ替え戦は1回行い、引き分けの場合は現状維持とする。尚、競技会規定は上位部の規定を適用とする。

10. 競技規則 大会実施年度のJFA「サッカー競技規則」による。

11. 競技会規定

以下の項目については本大会の規定を定める。

(1) 競技のフィールド

ピッチサイズは原則105m×68mであること。

(2) ボール

試合球はモルテン社製ボール『ヴァンタッジオ 5000 (ピンク)・5号 品番:F5V5000-P、F5V5001』とする。

(3) 競技者の数

① 競技者の数：11名

② 交代要員の数：9名以内

③ 交代を行うことができる数：5名以内とする。尚3部においては再交代ができる。但し交代回数は5回以内とする。

④ ピッチ上でプレーできる外国籍選手の数：3名以内

(4) 役員の数

テクニカルエリアに入ることができる役員の数：6名以内

(5) テクニカルエリア：設置する

(6) 競技者の用具

① ユニフォーム

a. JFAのユニフォーム規程(2016年4月1日施行)に基づいたユニフォームを使用しなければならない。ただし、今回の規程で追加・変更となった内容のうち、以下は2019年3月31日まで旧規程による運用を許容する。

第5条〔ユニフォームへの表示〕※該当のみ抜粋

・GKグローブ・キャップへのチーム識別標章・選手番号・選手名の表示

・両肩・両脇・両袖口・両腰脇・両裾に表示できる製造メーカーロゴマークの幅(10cmから8cmに変更)

・同一の製造メーカーロゴを帯状に配置する場合のロゴマーク間の距離

b. ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ストッキング)については、正の他に副として、正と色彩が異なり判別しやすいユニフォームを参加申込書に記載し、各試合に必ず携行すること(FP・GK用共)。JFAに登録されたものを原則とする。

c. シャツの前面・背面に参加申込の際に登録した選手番号を付けること。ショーツの選手番号についてはつけることが望ましい。

d. ユニフォームの色、選手番号の参加申込締切日以後の変更は認めない。

e. ユニフォームへの広告表示についてはJFA「ユニフォーム規程」に基づき承認された場合のみこれを認める。

f. ストッキング(ソックス)の上にテープを巻く場合、そのテープ等の色はストッキング(ソックス)の着用する部分の色と同じものに限る。

(7) 試合形式

① 試合時間は90分(前後半各45分)とする。

② ハーフタイムのインターバル

原則として15分間(前半終了から後半開始まで)

③ 試合の勝者を決定する方法(試合時間内で勝敗が決しない場合)

引き分けとし、延長戦は行わない。

④ アディショナルタイムの表示：行う

(8) その他

① 第4の審判員の任命：行う

② 負傷者の対応：主審が認めた場合のみ、最大2名ピッチへの入場を許可される。

12. 懲罰

- (1) 本大会は、本連盟「リーグ戦運営細則」に則り、大会規律委員会を設ける。
- (2) 大会規律委員会の委員長及び委員は本連盟理事会にて決定する。
- (3) 本大会期間中に警告を2回(3部は3回)受けた選手は、次の1試合に出場できない。
- (4) 本大会において退場を命じられた選手は、自動的に次の1試合に出場できず、それ以降の処置については大会規律委員会において審議し、本連盟理事会で決定する。
- (5) 本大会は第25回全日本大学女子サッカー選手権大会と懲罰規定上の同一競技会とみなされ、本大会終了時点で未消化の出場停止処分は第25回全日本大学女子サッカー選手権大会において順次消化する。但し警告の累積による場合を除く。
- (6) 本実施要項及び「リーグ戦運営細則」に記載事項にない懲罰に関する事項は、大会規律委員会において審議し、本連盟理事会にて決定する。

13. 選手証

- (1) JFA登録および本大会に参加申し込みを完了した選手のみが試合に出場する権利を有する。選手は、試合出場に際し、JFAの発行する選手証(顔写真添付)を原則として持参しなければならない。但しJFAのWEB登録システム「KICKOFF」から出力された大会参加申込書(電子登録証の写し、いずれも写真貼り付けによる顔の認識ができるもの)により確認がとれれば出場を認める。

14. 表彰

- (1) チーム表彰
リーグ戦の結果に基づき、リーグ毎に表彰する。優勝以下第3位までに表彰状を授与する。優勝チームには関東大学女子サッカー連盟杯を授与し、次回までこれを保持せしめる。
- (2) 個人表彰
リーグ毎に選出し、表彰する。尚各賞の重複を妨げない。
 - ① 得点王
 - ② 優秀選手(1部のみ最優秀選手)
 - ③ 優秀DF(1部のみ最優秀DF)
 - ④ 優秀GK(1部のみ最優秀GK)
 - ⑤ ベストイレブン
- (3) フェアプレー賞
フェアプレー精神の育成・向上のため、フェアプレー賞をJFA選考基準に従い選考し表彰する。フェアプレー賞はチーム単位とする。

15. 傷害補償

- (1) チームの責任において傷害保険に加入すること。
- (2) 大会会場において疾病・傷害が発生した場合、大会主催者側は原則として応急処置のみを行うものとする。

16. その他

- (1) 本実施要項及び「リーグ戦運営細則」に規定されていない事項については、本連盟理事会において協議の上決定する。
- (2) 出場チームは、大会運営を円滑にするために、別紙「リーグ戦運営細則」を遵守すること。